

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

### 1. 背景

現行制度では、扶養義務者間（親子間等）で必要な都度支払われる教育資金は贈与税非課税である。しかし、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。

高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子供の教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものである。

### 2. 制度の概要

- ・祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円（※）までを非課税とする。  
※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。
- ・受贈者：子・孫（0～30歳、所得要件：前年の合計所得金額1,000万円以下）
- ・贈与者が死亡した場合、その死亡の日における管理残額を相続財産に加算する（注1）。
- ・教育資金の使途（注2）は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。なお、領収書等の提出手続について一部簡素化（少額支払明細書による提出（平成28年1月1日以降）、電磁的記録による提出（平成29年6月1日以降））。
- ・孫等が30歳に達するなど一定の事由に該当した日（注3）に口座等は終了し、その終了時の残額に対して贈与税を課税。
- ・在学中や教育訓練給付の講座を受講している場合は最長40歳まで利用可能。
- ・残額に課税される際の贈与税（暦年課税）の税率は、一般税率が適用される。（注4）
- ・平成25年4月1日から令和8年3月31日までの措置。

（注1）受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。ただし、令和5年4月1日以後に取得した信託受益権等に対応する額については、亡くなった贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合はこの限りではない。

なお、平成31年3月31日以前に取得したもの、及び平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得したもののうち、贈与者からその死亡前3年以内に取得したものではないものに対応する額については、管理残額には含まれず、相続税の課税対象とはならない。

（注2）23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定。

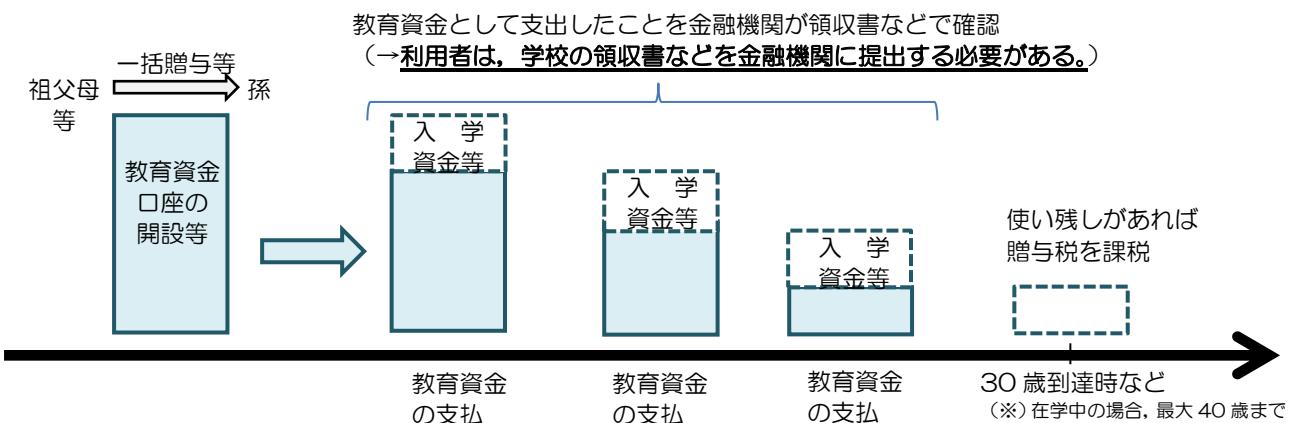
（注3）次のうちいちばん早い日をいう。

（1）30歳に達した日（上記（注1）②③に該当する場合を除く。）

（2）30歳に達した日後、上記（注1）②③に該当する日がなくなった年の年末

- (3) 40歳に達した日
- (4) 信託財産の価額が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日
- ※ 受贈者が死亡した場合は、契約は終了するが贈与税の課税対象とはならない。
- (注4) 令和5年3月31日以前に取得した信託受益権等に対応する額については、受贈者の年齢が18歳以上の場合は、特例税率が適用される。

※令和元年度、令和3年度及び令和5年度において当制度の見直しが行われました。詳細は「5. 令和元年度からの改正事項」、「6. 令和3年度からの改正事項」、「7. 令和5年度からの改正事項」を御覧ください。



### 3. 教育資金とは

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

<「学校等」とは>

- ・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校
- ・外国の教育施設
  - [外国にあるもの] その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
  - [国内にあるもの] インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学
- ・認定こども園又は保育所 など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

- <イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
  - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
  - ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- <ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

- (7) 通学定期券代
- (8) 留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費

※令和元年度より23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定されました。詳しくはQ3-2を御覧ください。

#### 4. 申込に当たっての注意事項

令和元年度より教育資金非課税申告書とともに、所得要件を確認するための書類の提出が必要となりました。詳しくはQ1-8及びQ1-9を御覧ください。

#### 5. 令和元年度からの改正事項

(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

(2) 教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

(注) 上記の改正は、令和元年7月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

(3) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く。）において、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

- ① 当該受贈者が23歳未満である場合
- ② 当該受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいう。

(注2) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記（注1）の信託受益権等の価額に含まれないものとする。

(4) 教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その

達した日において上記（3）②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記（3）②若しくは③のいずれかに該当する日がなかった場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。

（注）上記の改正は、令和元年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用する。

【平成31年度税制改正の概要】

- 制度の適用期限を~~2年間延長~~（平成25年4月1日：制度開始～平成33年3月31日まで）
- 教育資金管理契約の終了年齢につき、従来の30歳から、在学中等であることを条件に~~40歳まで引き上げ~~
- ~~所得制限~~の新設（孫等の年間所得が1,000万円を超える場合には非課税措置を受けられない）
- 23歳以上の孫等の教育費の範囲を、~~学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定~~（習い事等は対象外）
- 贈与から3年以内に祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば残高を~~相続財産に加算~~（孫が在学中等の場合を除く）

6. 令和3年度からの改正事項

（1）信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

（注1）上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、一定の期間内に拠出した分に対応する額をいう。

（注2）上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

（2）相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額のうち一定の期間内に拠出した分に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

（注）上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

（3）本措置の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。

（注）上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

(4) 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができるることとする。

- ① 教育資金非課税申告書
- ② 追加教育資金非課税申告書
- ③ 教育資金非課税取消申告書
- ④ 教育資金非課税廃止申告書
- ⑤ 教育資金管理契約に関する異動申告書

【令和3年度税制改正の概要】

- 制度の適用期限を2年間延長(平成25年4月1日:制度開始～令和5年3月31日まで)
- 祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば残高を相続財産に加算(孫等が在学中の場合を除く)
- 受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用する。
- 認可外保育施設について、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設を加える。(都道府県知事等から証明書の交付を受けているものに限る。)
- 教育資金非課税申告書等について、書面による提出に代えて、記載事項の電磁的方法による提供を可能とする。

7. 令和5年度からの改正事項

(1) 信託等をした日から教育資金管理契約終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額（注1）が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等（注2）であっても、その死亡の日における管理残額（注3）を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

(注1) 「贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額」とは、死亡した贈与者から相続又は遺贈（相続時精算課税制度による贈与を含む。）により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額（当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額を除く。）をいう。

(注2) 上記の「23歳未満である場合等」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 当該受贈者が23歳未満である場合
- ② 当該受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注3) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、一定の期間内に拠出した分に対応する額をいう。

(注4) 上記の改正は、令和5年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

(2) 受贈者が30歳に達した場合等により契約が終了する場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に暦年課税による贈与税が課されるときは、一般税率が適用される。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

(3) 本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

**【令和5年度税制改正の概要】**

- 制度の適用期限を**3年間延長**（平成25年4月1日：制度開始～**令和8年3月31日まで**）
- 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税（暦年課税）が課されるときは、**一般税率を適用する**。
- 契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者の相続税の課税価格の**合計が5億円を超える**場合には、受贈者の年齢や在学中の有無にかかわらず、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を**相続財産に加算する**。
- 認可外保育施設について、国家戦略特別区域内に所在する認可外保育施設について、外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす施設を加える。（都道府県知事等から証明書の交付を受けているものに限る。）

**教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（「教育資金」及び「学校等」の範囲）  
に関するQ & A**

<b>1. 制度の概要</b> .....	- 12 -
Q 1－1 平成25年4月から導入された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、どのような税制改正なのですか。 .....	- 12 -
Q 1－2 この制度が適用される期間はいつからいつまでですか。 .....	- 12 -
Q 1－3 祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか。 .....	- 12 -
Q 1－4 外国に所在する金融機関でも取り扱っているのですか。 .....	- 13 -
Q 1－5 学校等以外の者に支払われる金額は500万円までということですが、これは1,500万円までの非課税枠に500万円を加えて、2,000万円まで非課税になるということですか。 ..	- 13 -
Q 1－6 専用口座から払い出した後、教育資金に充てていなかった場合の取扱いは、どのようになるのですか。 .....	- 13 -
Q 1－7 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の特例と併用することはできますか。 .....	- 13 -
Q 1－8 令和元年度税制改正において設けられた所得要件とはどのようなものですか。 ..	- 13 -
Q 1－9 所得要件の判定に当たり、どのような書類を金融機関に提出する必要がありますか。 .....	- 15 -
Q 1－10 令和元年度税制改正において、受贈者が30歳になった場合の取扱いは、どうなりましたか。 .....	- 16 -
Q 1－11 教育訓練とはどのようなものですか。 .....	- 16 -
Q 1－12 30歳になりましたが引き続き教育資金管理契約を継続したい場合、どのような書類を金融機関に提出する必要がありますか。 .....	- 17 -
Q 1－13 教育資金管理契約終了時に、残額がある場合に残額には贈与税が課税されますか。 .....	- 19 -
<b>(1) 「学校等」の範囲（教育施設の範囲）</b> .....	- 20 -
Q 2－1－1 「学校等」に支払われる教育費は、1,500万円まで贈与税非課税となります が、ここでの「学校等」には、何が含まれますか。 .....	- 20 -
Q 2－1－2 認定こども園のうち、対象とならないものがあるのでしょうか。 .....	- 20 -
Q 2－1－3 「保育所に類する施設」にはどのような施設が含まれますか。 .....	- 21 -
Q 2－1－4 専修学校、各種学校にはどのようなものがありますか。 .....	- 21 -
Q 2－1－5 「外国の教育施設のうち、一定のもの」にはどのようなものがありますか。	- 22 -
<b>(2) 学校教育費の範囲</b> .....	- 23 -
Q 2－2－1 どのような費用であれば、1,500万円まで贈与税非課税となりますか。 ..	- 23 -

Q 2－2－2 教科書など学校等で使用するものを、業者から購入した場合は、対象になりますか。 .....	- 24 -
Q 2－2－3 保育所の保育料は、学校等に直接支払われるのではなく、市町村に対して支払われますが、この法律の「教育資金」に含まれるのですか。 .....	- 24 -
Q 2－2－4 保育料にはどのような費用が含まれますか。 .....	- 25 -
Q 2－2－5 大学生協で購入した学用品等は、学校等に対して直接支払った費用に含まれますか。 .....	- 25 -
<b>3. 500万円までの非課税枠について.....</b>	- 26 -
Q 3－1 500万円までの非課税枠には、どのような費用が対象になりますか。 .....	- 26 -
Q 3－2 Q 3－1の費用のうち、23歳以上の受贈者の場合でも引き続き非課税対象となるのはどのような費用ですか。 .....	- 27 -
Q 3－3 「社会通念上相当と認められるもの」とありますが、どのようなものが「社会通念上相当」と認められないのですか。 .....	- 28 -
Q 3－4 Q 3－1の口の「学校等からの資料等」とはどのようなものを指しますか。 -	28
Q 3－5 通学定期券代が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。 .....	- 29 -
Q 3－6 学校等に入学・転入学・編入学するに当たって必要となる転居に伴う交通費が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。 .....	- 31 -
<b>4. その他具体的な費目について .....</b>	- 32 -
<b>注：費目については「領収書等に関するチェックツール」を併せて御利用ください。</b> .....	- 32 -
<b>【受験料、入学金等】 .....</b>	- 32 -
Q 4－1－1 学校等に支払う入学検定料や入学金、授業料は非課税の対象ということですが、複数の学校を受験して、実際に入学しない学校等に支払った入学検定料や入学金、授業料も非課税の対象ですか。また募集要項、パンフレット、願書も対象ですか。 .....	- 32 -
Q 4－1－2 大学入試センター試験の受験料は、非課税の対象ですか。 .....	- 32 -
Q 4－1－3 高等学校等卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の受験料や（独）大学改革支援・学位授与機構に支払う学位審査申請料は、非課税の対象ですか。 .....	- 32 -
<b>【部活動、ボランティア活動、正規課程以外の活動等】 .....</b>	- 33 -
Q 4－2－1 部活動の費用は非課税の対象ですか。 .....	- 33 -
Q 4－2－2 ボランティア活動やインターンシップの費用は非課税の対象ですか。 ..	34 -
Q 4－2－3 学会の費用は非課税の対象ですか。 .....	- 34 -
Q 4－2－4 学校等の正規課程以外の講座等（大学の公開講座、専修学校の附帯事業（例：短期講座など）、幼稚園の預かり保育や子育て支援活動など）に係る費用は対象ですか。 -	34
Q 4－2－5 学校等の正規課程以外の講座等に係る費用は1,500万円までの非課税の対象になるとのことですが、保育所、保育所に類する施設、認定こども園での延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などに係る費用は非課税の対象ですか。 .....	- 35 -
Q 4－2－6 放課後児童クラブ（いわゆる「学童保育」）、放課後子供教室、放課後等デイ	

サービス、保育所等訪問支援に要する費用は500万円までの非課税の対象ですか。.....	- 35 -
<b>【健康診断、保険等】 .....</b>	- 35 -
Q 4－3－1 学校等における健康診断料は非課税の対象ですか。 .....	- 35 -
Q 4－3－2 予防接種の費用は非課税の対象ですか。 .....	- 36 -
Q 4－3－3 保険は対象になりますか。 .....	- 36 -
<b>【奨学金、在籍料等】 .....</b>	- 36 -
Q 4－4－1 (独)日本学生支援機構をはじめとした奨学金の返還金は、非課税の対象になりますか。 .....	- 36 -
Q 4－4－2 学校等に支払う「在籍料(休学する場合に払う費用、休学費)」や、塾・習い事の休会費は非課税の対象ですか。 .....	- 37 -
<b>【寄附金、PTA関係等】 .....</b>	- 37 -
Q 4－5－1 学校等に支払う寄附金は、非課税の対象ですか。 .....	- 37 -
Q 4－5－2 PTA会費は対象となりますか。 .....	- 37 -
<b>【下宿、交通費等】 .....</b>	- 38 -
Q 4－6－1 下宿代は非課税の対象ですか。 .....	- 38 -
Q 4－6－2 学校へ通学したり、受験したりする際の交通費は非課税の対象ですか。また、塾や習い事に通う際の交通費は非課税の対象ですか。 .....	- 38 -
<b>【塾や習い事等】 ※受贈者が23歳以上の場合、Q 3－2の費用以外は対象外になります。 -</b>	
39 -	
Q 4－7－1 Q 3－1のイにある「塾や習い事」の費用のうち対象となるものは具体的にどのようなものですか。 .....	- 39 -
Q 4－7－2 塾や習い事の合宿費用は非課税の対象ですか。 .....	- 39 -
Q 4－7－3 いわゆる通信教育(e-ラーニングを含む)は非課税の対象とのことですが、Q 3－1によると個人でテキストを購入する場合は非課税の対象外です。どう判断すればいいですか。 .....	- 39 -
Q 4－7－4 スポーツジムは非課税の対象ですか。 .....	- 40 -
Q 4－7－5 自動車学校の費用は非課税の対象ですか。 .....	- 40 -
Q 4－7－6 文化芸術やスポーツの大会・コンクールの参加費は非課税の対象ですか。 ..	
40 -	
<b>【その他】 .....</b>	- 41 -
Q 4－8－1 ランドセルは非課税の対象になりますか。 .....	- 41 -
Q 4－8－2 支払った費用の一部が、後ほど教育の主体から返ってきた場合はどうすればよいですか。 .....	- 41 -
Q 4－8－3 「諸費」「雑費」「学年諸費」等と領収書等に記載されていた場合は対象になりますか。 .....	- 41 -
Q 4－8－4 学校等における卒業時のパーティ・謝恩会の費用は非課税の対象ですか。 ..	
41 -	
Q 4－8－5 大学生協の出資金は非課税の対象ですか。 .....	- 42 -

Q 4－8－6 教育資金管理契約に関して取扱い金融機関に支払う各種手数料や振込手数料は、教育資金に該当しますか。 .....	- 42 -
<b>5. 領収書等について .....</b>	<b>- 43 -</b>
<b>注：領収書等については「領収書等に関するチェックツール」を併せて御利用ください。 - 43 -</b>	
Q 5－1 領収書等に記載すべき事項は何ですか。 .....	- 43 -
Q 5－2 領収書等は原本を提出する必要がありますか。 .....	- 43 -
Q 5－3 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。 ..	44 -
Q 5－4 領収書等に記載された支払者（宛名）は、受贈者本人でなければならないですか。 .....	- 46 -
Q 5－5 領収書等の支払者（宛名）は名字だけでもいいですか。 .....	- 46 -
Q 5－6 領収書等に誤りや必要な情報が記載されていなかった場合、どうすればよいですか。 .....	- 46 -
Q 5－7 金融機関に提出する教育資金非課税申告書等に添付する書類（受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の書類で、受贈者の氏名、生年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を証する書類）は、コピーでも構いませんか。 .....	- 47 -
Q 5－8 通帳のコピーや、クレジットカードの利用明細のうち、本制度と関係のない取引内容や摘要欄等は黒塗りにしたいのですが、問題はないですか。 .....	- 47 -
Q 5－9 塾や習い事に関する領収書等の摘要欄に（○回又は○時間）という記載がないですが、これは領収書等として無効ですか。 .....	- 47 -
Q 5－10 例えば10月から12月に払った費用についての領収書を一つにまとめて問題はないですか。 .....	- 48 -
Q 5－11 例えば学校等への支払で、先生宛てに支払っているのですが、これは学校等への支払と認められますか。 .....	- 48 -
Q 5－12 支払先の名前（名称）及び支払先の住所が必要とのことです、AグループのB校で教育を受けていた場合、領収書等には本社である「Aグループ」と教育を受けている校舎である「B校」のどちらを書けばよいですか。 .....	- 48 -
Q 5－13 各種試験は非課税対象とのことです、試験の申込書に領収書や印紙 等を添付して送らなければなりません。手元に領収書等が残らないのですがどうすればいいですか。 .....	- 48 -
Q 5－14 授業や講義に必要な教科書を生協や本屋で購入したのですが、領収書等の費目には「教科書代」や「テキスト代」と書かれています。学校等からの資料等には教科書名が記載されていますが、領収書の費目はこのままでよいですか。 .....	- 49 -
Q 5－15 金融機関への領収書等の提出について、支払金額が少額の場合に、これまで提出していた領収書等に代えて、必要事項が記載された明細にて提出できますが、その明細にはどのような内容を記載すればよいですか。 .....	- 49 -
Q 5－16 金融機関への領収書等の提出について、書面による提出に代えて、インターネット等を利用して提出する場合、どのように提出すればよいでしょうか。 .....	- 50 -
<b>6. 契約終了前に、贈与者が死亡した場合の取り扱いについて .....</b>	<b>- 52 -</b>

注：平成30年度以前の贈与は、相続加算されません。 .....	- 52 -
Q 6－1 贈与者が死亡した場合、専用口座にある残額の税務上の取扱はどのようになりますか。 .....	- 52 -
Q 6－2 管理残額に対して相続税が課税されるのはどういった場合でしょうか。 .....	- 53 -
Q 6－3 贈与者が死亡した場合、どのような手続きが必要になりますか。 .....	- 53 -
Q 6－4 管理残額の計算はどのように行えますか。 .....	- 55 -

## 1. 制度の概要

Q 1－1 平成25年4月から導入された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、どのような税制改正なのですか。

- 高齢者層の保有する豊富な金融資産の若年世代への移転を促し、子供の教育資金の早期確保を図るため、平成25年4月から、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫ごとに1,500万円までを非課税（※学校等以外の者に支払われる金額は500万円を限度）とする措置が創設されました。
- 具体的には、贈与された資金を、金融機関において子・孫（受贈者）名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存します。口座等は、子や孫が30歳に達する日（注）に終了します。  
※ 扶養義務者間で、必要に応じて都度支払われる教育費用については、本非課税措置にかかわらず贈与税は非課税です。

（注）30歳に達した日において学校等に在学している場合など、一定の場合には、30歳に達する日に終了しないこととされています。詳しくはQ1-10からQ1-12までを御覧ください。

Q 1－2 この制度が適用される期間はいつからいつまでですか。

- 平成25年4月1日から、令和8年3月31日に行われる贈与が対象となります。

Q 1－3 祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか。

- 祖父母からだけでなく、直系尊属（例えば、曾祖父母、祖父母、父母等（注1）からの贈与（注2））が対象となります。

（注1）・養父母は含まれます。

- ・配偶者の直系尊属は含まれません（民法727条に規定する養子縁組による親族関係がある場合を除く）。
- ・叔父・叔母や兄弟からの贈与は対象外です。

（注2）信託の場合はみなし贈与となります。

Q 1－4 外国に所在する金融機関でも取り扱っているのですか。

- 外国に所在する金融機関（日本の金融機関の海外支店を含む）では取り扱っていません。

Q 1－5 学校等以外の者に支払われる金額は500万円までということですが、これは1,500万円までの非課税枠に500万円を加えて、2,000万円まで非課税になるということですか。

- 違います。非課税限度額の総額は1,500万円です。1,500万円の枠の中で、塾や習い事等の月謝等については500万円を上限に教育費に含めるという意味です。

Q 1－6 専用口座から払い出した後、教育資金に充てていなかった場合の取扱いは、どのようになるのですか。

- 教育資金に充てられていなかった場合は、課税されることになります。詳しくは、国税庁のホームページ（[直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A](#)）を御参照ください。

Q 1－7 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の特例と併用することはできますか。

- 併用は可能です。ただし、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることはできません。
- 本非課税措置において非課税対象となる費用については、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置と対象範囲が重複する部分がありますが、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置と重複して払い出すことはできませんので、御留意ください。

Q 1－8 令和元年度税制改正において設けられた所得要件とはどのようなものですか。

- 令和元年度税制改正により、平成31年4月1日以後に贈与を受ける場合には、子・孫等（受贈者）のその贈与を受けた日（信託受益権等を取得した日）の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合のその贈与については、本非課税措置の適用を受けることができなくなりました。

- 上記の所得要件は教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書の提出の際に判定します。よって、これらの非課税申告書の提出後、金融機関へ領収書等を提出する際には、この所得要件の判定はされません。
- ※ 平成31年3月31日以前の贈与について本非課税措置の適用を受けた方についても平成31年4月1日以後に新たに贈与を受けて追加教育資金非課税申告書を提出する場合には、この所得要件が適用されます。

(参考) 所得税に係る「合計所得金額」

「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額（総所得金額）に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

(注1) 申告分離課税の所得（土地建物等の譲渡による譲渡所得、株式等の譲渡所得等など）がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

(注2) 繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び上場株式等に係る譲渡損失等の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

※ 「合計所得金額」については、確定申告書の控えや給与所得の源泉徴収票などから確認できます。

《一般的な場合の確認方法（令和4年分）》

- (1) 確定申告書（第三表及び第四表なし）により提出している場合
  - 第一表の「合計(12)」欄に記載された金額及び「本年分で差し引く繰越損失額(①)」欄に記載された金額の合計額
- (2) 1ヶ所から給与の支払を受けている場合で他の所得がないとき((1)の場合を除きます。)
  - 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載された金額

※ 所得については、国税庁ホームページ「所得の区分のあらまし」も併せてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1300.htm>

Q 1－9 所得要件の判定に当たり、どのような書類を金融機関に提出する必要が  
ありますか。

○ 金融機関への教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下、「教育資金非課税申告書等」という。）の提出の際には、所得要件の確認のために「合計所得金額に関する確認書」と確定申告書の控えや給与所得の源泉徴収票など「贈与を受けた日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要があります。

※ 令和3年4月1日より、教育資金非課税申告書等に記載すべき事項をインターネット等を利用した方法により提供しようとする場合、「合計所得金額に関する確認書」及び「贈与を受けた日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類」に記載されている事項についても、金融機関に対し、インターネット等を利用した方法により提供することができます。

金融機関によってインターネット等を利用した方法による提出に対応していないところや、提出できる方法に制限がある場合がありますので、詳しくは金融機関へお問い合わせください。

※ なお、他の者（父母等）の扶養親族等となっている方や合計所得金額がない方については、「合計所得金額に関する確認書」を「贈与を受けた日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類」として差し支えありません。

※ 前年度の所得がない場合においても、「合計所得金額に関する確認書」を提出する必要があります。（前年度の所得がない旨記入の上、金融機関に御提出ください。）

※ 「扶養親族等」とは、その年の12月31日（納税者（父母等又は配偶者）が年の中途で死亡した場合は、その死亡の時）の現況で、次のいずれにも該当する方をいいます（所得税法第2条第1項第34号等）。

- ・ 納税者（父母等又は配偶者）の親族等であること。
- ・ 納税者（父母等又は配偶者）と生計を一にしていること。
- ・ 年間の合計所得金額が48万円以下であること。
- ・ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

※ 上記の書類を御準備いただいた状態で、教育資金非課税申告又は追加教育資金非課税申告の手続を行ってください。

※ 例えば給与所得以外の所得がある受贈者の場合、贈与を受ける日の属する年の前年分の確定申告書を提出するまでは、教育資金非課税申告又は追加教育資金非課税申告の手続きは行うことはできないことに御留意ください。

**Q 1－10 令和元年度税制改正において、受贈者が30歳になった場合の取扱いは、どうなりましたか。**

- 従来、30歳になれば教育資金管理契約が終了していましたが、改正後は、30歳に達した日に以下の①又は②に該当する場合で、受贈者から金融機関に届出があったときは、終了しないものとされました。（Q 1－12 参照）
  - ①学校等に在学している場合
  - ②受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練（Q 1－11 参照）を受講している場合
- 30歳に達した日の翌年以降については、その年のいずれかの日において上記①又は②に該当していれば、金融機関に届出書を提出した場合に限り、教育資金管理契約が継続します（Q 1－12 参照）。届出書が提出されなかった場合には、その年の12月31日をもって教育資金管理契約が終了します。また、受贈者が40歳に達した場合には、その日をもって教育資金管理契約が終了します。

※ 追加教育資金非課税申告をする場合の年齢要件については、従来どおり30歳までとなります。

**Q 1－11 教育訓練とはどのようなものですか。**

- 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練です。
- ※ 受講する講座自体が教育訓練給付金の支給対象となるものであればよく、受贈者が教育訓練給付金の受給要件を満たしているかどうかについては問いません。
- 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座は、厚生労働省のＨＰ「教育訓練給付制度 講座・検索」にてご確認ください。  
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

- 以下の場合には、上記HPにおける該当講座のページを印刷した上で、金融機関にご提出ください。
  - ・ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座に係る費用の払い出しを行う場合
  - ・ 30歳以降において教育資金管理契約を継続するため、教育訓練を受けていたことを届け出る場合（Q1-12参照）
  - ・ 贈与者が死亡した場合に、受贈者が教育訓練を受けていたことを届け出る場合（Q6-3参照）

**Q1-12 30歳になりましたが引き続き教育資金管理契約を継続したい場合、どのような書類を金融機関に提出する必要がありますか。**

- 30歳に達した日の属する月の翌月末日までに、①から③までに掲げる事項を記載した届出書に、①の事由に該当することを明らかにする書類を添付して、金融機関に届け出ることが必要です。

この届け出を行うことにより30歳に達した日の属する年の翌年12月31日まで引き続き教育資金管理契約を継続することができます。届出書の様式については、金融機関へお問い合わせください。

**【届出事項】**

- ①受贈者が30歳に達した日において学校等に在学していた旨又は教育訓練を受けていた旨
- ②受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
- ③受贈者が30歳に達した日において  
在学していた学校等の名称及び所在地  
受講していた教育訓練の講座名及び指定番号並びに教育訓練施設の名称及び所在地

- ※ 期限までに届出をしなかった場合には、受贈者が30歳に達した日に、教育資金管理契約は終了しますので、30歳到達日以後についても教育資金管理契約の継続を希望される場合には、事前に金融機関までご相談ください。

- 30歳に達した日の属する年の翌年以後においては、その年の12月31日までに、①から③までに掲げる事項を記載した届出書に、①の事由に該当することを明らかにする書類を添付して、金融機関に届け出ることが必要です。

この届け出を行うことによりその年の翌年12月31日（受贈者が40歳に達した場合には、40歳に達した日）まで引き続き教育資金管理契約を継続することができます。届出書の様式については、金融機関へお問い合わせください。

【届出事項】

- ①その年中のいずれかの日において受贈者が学校等に在学していた旨又は教育訓練を受けていた旨
- ②受贈者の氏名, 住所又は居所及び生年月日
- ③受贈者がその年において  
在学していた学校等の名称及び所在地  
受講していた教育訓練の講座名及び指定番号並びに教育訓練施設の名称及び所在地

※ 期限までに届出をしなかった場合には、その年の12月31日に教育資金管理契約は終了します。なお、届出をしていた受贈者が40歳に達した場合には、40歳に達した日に教育資金管理契約は終了します。

○ ①の事由に該当することを明らかにする書類については、受講期間や氏名等、在学及び受講していたことを明らかにするために以下のようなものが必要です。

※ 写しを御提出いただいても差支えありません。

【学校等に在学していたことが分かる資料】

- ・在籍証明書
- ・学生証 等

【教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講していたことが分かる資料】

- ・領収書
- ・申込書
- ・修了証明書 等

○ 上記書類に加え、厚生労働省HPの該当講座のページを印刷した上で金融機関にご提出下さい。(Q1-11参照)

なお、上記書類において受講期間が明らかでない場合、補足資料として、受講期間が明記された受講案内・パンフレットを併せてご提出ください。

※ 教育資金管理契約を延長するための届出は届出期限内に受贈者が金融機関あてに行ってください。期限内に届出がなかった場合、教育資金管理契約は終了となります。なお、最長で受贈者の40歳に達する日まで契約を延長することができますが、その場合毎年届出を行う必要があることに御留意ください。

※ 郵送による届出の場合、消印が届出期限内であれば期限内の届出として取扱われます。

※ 令和3年4月1日より、上記届出書等の提出に代えて、届出書等に記載すべき事項又は記載されている事項をインターネット等を利用した方法により提供することができます。金融機関によってインターネット等を利用した方法による提出に対応していないところや、提出できる方法に制限がある場合がありますので、詳しくは金融機関へお問い合わせください。

**Q 1－13 教育資金管理契約終了時に、残額がある場合に残額には贈与税が課税されますか。**

- 教育資金契約終了時に非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合は、当該残額は、贈与税の課税価格に算入されることになります。
- また、その際、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に対応する額の暦年課税の贈与税率は、特例税率ではなく、一般税率が適用されます。なお、贈与税の申告手続は、受贈者において行うこととなります。契約終了時の詳細な手続き等は、国税庁ホームページのタックスアンサー「よくある税の質問」の「[No. 4408 贈与税の計算と税率（暦年課税）](#)」及び「[直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ & A](#)」をご確認ください。

2. 1,500万円までの非課税枠について

(1) 「学校等」の範囲（教育施設の範囲）

**Q 2－1－1 「学校等」に支払われる教育費は、1,500万円まで贈与税非課税となります。ここでの「学校等」には、何が含まれますか。**

○ 具体的には、以下のものが含まれます。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・ 大学、大学院
- ・ 高等専門学校
- ・ 専修学校、各種学校（Q 2－1－4 参照）
- ・ 保育所、保育所に類する施設、認定こども園（Q 2－1－2、2－1－3 参照）
- ・ 外国の教育施設のうち一定のもの（Q 2－1－5 参照）
- ・ 水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）
- ・ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校（※）、職業能力開発短期大学校（※）、職業能力開発校（※）、職業能力開発促進センター（※）、障害者職業能力開発校

注：※印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限ります。

**Q 2－1－2 認定こども園のうち、対象とならないものがあるのでしょうか。**

○ 認定こども園については、全てのものが「教育施設」の対象となります。

※ 幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の全ての類型が対象となります。また、認可外教育機能・認可外保育施設部分も含む全範囲が対象となります。

Q 2－1－3 「保育所に類する施設」にはどのような施設が含まれますか。

○ 具体的には、一定以上の質が担保されている保育所に類する以下の施設が含まれます。

①障害児通所支援事業（児童発達支援を行う事業に限ります。）が行われる施設  
【児童福祉法第6条の2の2第1項】

②家庭的保育事業（いわゆる「保育ママ」）、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、  
事業所内保育事業に係る施設  
【児童福祉法第6条の3第9～12項】

③児童の保育に関する事業であって市区町村が必要と認めるものが行われる施設

※ 具体的には、一定の質の確保を前提として、地域の保育需要に対応するため  
地方自治体が単独で補助等を行っている認可外保育施設が該当します。また、  
へき地保育所も含まれます。

【児童福祉法第59条の2第1項、子ども子育て支援法第61条第1項】

④届出を行っている認可外保育施設であって、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定  
める事項に該当するもの

※ 具体的には、認可外保育施設において、都道府県知事、指定都市市長、中核  
市市長又は児童相談所設置市市長から認可外保育施設指導監督基準を満たす  
旨の証明書の交付を受けている施設がこれに該当します。なお、この施設は、  
利用料に係る消費税が非課税とされている認可外保育施設と同じものです。

【児童福祉法第59条の2第1項】

○ 通われている認可外保育施設等が①、②、③、④の施設に該当するか否かは、当  
該施設にお尋ねいただくか、あるいは、市区町村の各担当（①は障害児担当、②、  
③、④は保育担当）にお尋ねください。

①、②、③、④の施設に該当しない場合は、非課税の対象になる「保育所に類す  
る施設」に含まれません。

Q 2－1－4 専修学校、各種学校にはどのようなものがありますか。

○ 以下のリンクを御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/1332563.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm)

※ 専修学校・各種学校の認可は学校ごとに都道府県が行います。例えば、同一団体  
が経営する自動車学校や予備校等であっても、A県B市の学校が専修学校・各種学  
校の認可を受けている一方、A県C市の学校は認可を受けていないという場合もあ  
りますので、御注意ください。

※ 自動車学校は専修学校・各種学校に含まれる場合があります（Q 4－7－5 参照）。

※ 予備校は専修学校・各種学校に含まれる場合があります（Q 5－12 参照）。

Q 2－1－5 「外国の教育施設のうち、一定のもの」にはどのようなものがありますか。

○ 以下のものです。(関連: 留学に関するQ & A Q 1－1)

[外国にあるもの]

- ① その国の学校教育制度に位置づけられている学校（日本の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に相当する学校）
- ② 日本の小学校、中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの
  - ・日本人学校、私立在外教育施設

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/002/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/002/001.htm)

[国内にあるもの]

- ③ インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314/006.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/006.htm)
- ④ 国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの
  - ・外国人学校（文部科学大臣が高校相当として示したもの）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm)
  - ・外国大学の日本校  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/08052204/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/08052204/001.htm)
- ⑤ 国際連合大学

※ ③インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）として対象となるのは、

- ・WASC（ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ）
- ・ACSI（アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル）
- ・NEASC（ニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ）（注）
- ・CIS（カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ）

に認証された学校であり、これらの機関のいずれかに認証されていなければ、「外国の教育施設のうち、一定のもの」には含まれません。

(注) 複数の国際的機関から認証されているインターナショナルスクールがあるが、NEASCのみの認証を受けている学校に係る費用については、令和4年12月28日以後に支払われる教育資金について適用する。

※ インターナショナルスクールは専修学校・各種学校に該当する場合があります。

## (2) 学校教育費の範囲

Q 2－2－1 どのような費用であれば、1,500万円まで贈与税非課税となりますか。

○ 学校等（Q 2－1－1 参照）に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、例えば、

- ・ 入学金、在籍料、授業料、入園料、保育料
- ・ 施設設備費、教育充実費、教育運営費
- ・ 修学旅行・遠足費
- ・ 入学検定料
- ・ 在学証明書・卒業証明書・卒業見込証明書・成績証明書等の手数料
- ・ (独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金、(公財)日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険、学研災付帶賠償責任保険（注：学研災付帶学生生活総合保険は入りません。）（Q 4－3－3 参照）
- ・ P T A会費、学級会費・生徒会費（Q 4－5－2 参照）
- ・ 学校の寮費（Q 4－6－1 参照）

などが挙げられます（学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合も含みます）。

※ 学校等で必要な費用は、

- ①学校等（学校等の設置者）に支払う場合（Q 2－1－1 参照）
- ②業者等に支払う場合（Q 2－2－2 参照）

の両方が考えられますが、このうち①の場合（学校等に支払ったことが領収書等で確認できる場合）のみが、1,500万円までの非課税の対象となります。

他方、個人が直接業者等に費用を支払った場合（②の場合）は、一定の条件下、500万円までの非課税の対象となる場合があります。

※ 学校等へ直接支払わず、学校等の設置者たる市町村へ直接支払う場合にも、1,500万円までの非課税対象となります。

※ 学校等に対して直接支払われる費用であっても、学校債や振込手数料は教育費とはいえないもので、認められません。

Q 2－2－2 教科書など学校等で使用するものを、業者から購入した場合は、対象になりますか。

- 学校等（Q 2－1－1 参照）で使用する教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、業者等に支払がなされる場合は1,500万円までの非課税の対象にはなりません。
- 一方、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500万円までの非課税の対象になります。具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が資料等で業者を通じての購入や支払を保護者に依頼しているものを指します。  
この場合には、領収書等に加え、学校等からの文書を金融機関に提出する必要があります（Q 3－1 口、Q 3－4 参照）。
- ※ 学校等からの資料等に記載された費目と、領収書の摘要の記載が同一であることが必要です（例えば、幼稚園等に通うため資料にて通園バックを準備するようにとの記載があり、通園バックを手作りするために布などの材料を購入した場合、材料費は資料等の費目と領収書の摘要が同一にならないため、対象外となります）。
- 業者から購入した教科書代については、Q 5－1 4 を御参照ください。

Q 2－2－3 保育所の保育料は、学校等に直接支払われるのではなく、市町村に  
対して支払われますが、この法律の「教育資金」に含まれるのですか。

- 保育所の保育料は、児童福祉法上、個々の保育所ではなく市町村が保護者から徴収することとされています。
- こうした手続であることを鑑み、保護者が市町村に支払う保育所の保育料は1,500万円までの非課税の対象となります。

Q 2－2－4 保育料にはどのような費用が含まれますか。

○ 乳児又は幼児を保育する業務の対価として、市町村が徴収する保育料や、保育所に類する施設（Q 2－1－3 参照）に対して支払う利用料のほか、市町村又は保育所等に直接支払った場合の送迎料、保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料（入会金・登録料）などが含まれます。

※ 保育料とは別の名目で給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、保育する乳幼児に関して施設が契約している傷害・賠償保険料の負担金等の実費相当額を支払っている場合がありますが、これらの費用も非課税の対象です。

※ 令和3年4月1日より、認可外の居宅訪問型保育事業を行うものについても、保育所に類する施設（Q 2－1－3 参照）の対象となりうるため、当施設に支払う「ベーシッタ一代」についても当制度の保育料に含まれます。施設が保育所に類する施設に該当するか否かは、Q 2－1－3 を参照の上、ご確認ください。

Q 2－2－5 大学生協で購入した学用品等は、学校等に対して直接支払った費用に含まれますか。

○ 含まれません。大学生協は大学とは別組織であり、学校等ではありません。  
ただし、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものを大学生協に支払った場合は、500万円までの非課税の対象（※Q 3－4 の学校等からの資料等が必要）になります。

○ 購買部については、領収書等が業者など学校と別組織から出ていれば、学校等に当たりません。上記の生協と同様に、学校等からの資料等があれば500万円までの非課税の対象になります。

領収書等が学校等から出ていれば、学校等に該当し1,500万円までの非課税対象となります。

### 3. 500万円までの非課税枠について

Q 3－1 500万円までの非課税枠には、どのような費用が対象になりますか。

○ 以下のような費用が対象となります。

＜イ 塾や習い事など、学校等以外の者に直接支払われる費用＞

- ・下の①～④の教育活動の指導の対価（月謝、謝礼、入会金、参加費など）として支払う費用や、施設使用料。

- ・下の①～④の教育活動で使用する物品の費用。ただし、①～④の教育活動の指導を行う者を通じて購入するもの（=指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限ります。

※ 指導を行う者を通さず個人で購入した場合（例：塾のテキストやラジオ講座のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません。

※ 塾や習い事から業者を通じての購入や支払を保護者に依頼している資料等が出ていたとしても、物品の費用は対象となりません。

※ 塾や習い事の保護者会費や後援会費は、対象なりません。

- ①学習（学習塾・家庭教師、そろばん、キャンプなどの体験活動等）
  - ②スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導など）
  - ③文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）
  - ④教養の向上のための活動（習字、茶道など）

※ 令和元年7月1日以後に支払われる金銭で、受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるものについては、教育訓練（詳しくはQ 1－11を御覧ください。）を受講するための費用に限ります。

○ ただし、上の①～④については、教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものに限りますので、御注意ください。

＜ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞

- ・学校等（Q 2－1－1参照）で必要となる費用を業者に直接支払った場合でも、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500万円までの非課税の対象になります。  
具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が資料（Q 3－4参照）で業者を通じての購入や支払を保護者に依頼しているものを指します。

例えば、以下のものが想定されます。

- ・教科書・副教材費・教科教材費（リコーダー・裁縫セット等）
- ・学校指定の学用品費（制服、体操着、ジャージ、白衣、上履き、通学かばん等）
- ・卒業アルバム・卒業写真代、行事写真代
- ・修学旅行・自然教室・林間学校等の校外活動費
- ・給食費（学食や購買部に支払う費用は対象外）
- ・オンライン授業の実施に伴う物品（パソコン・プリンタ等）

この場合は、業者からの領収書等に加え、学校等からの資料も金融機関に提出する必要があります（Q 3－4 参照）。

また、

- ・通学定期券代（Q 3－5 参照）
- ・留学渡航費（留学に関するQ & A Q 2－2 参照）
- ・学校等に入学・転入学・編入学するに当たって必要となる転居に伴う交通費（Q 3－6 参照）

も対象となります。この場合は、業者からの領収書等に加え、別途必要な書類も金融機関に提出する必要となる場合があります。

※ 成長に伴い新しい制服や上履き、体操着等を購入する場合の買替え費用は対象となりますですが、学校からの資料（Q 3－4 参照）を金融機関に提出する必要があります。その際の資料は買替えを求める資料である必要はありません。  
(修繕費用は対象になりませんので御注意ください。)

**Q 3－2 Q 3－1 の費用のうち、23歳以上の受贈者の場合でも引き続き非課税対象となるのはどのような費用ですか。**

○ 学校等以外の者に支払われる費用のうち非課税対象となるのはQ 3－1 のとおりですが、23歳以上の受贈者の場合、対象となるのはQ 3－1 <口 イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>及び「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために教育訓練実施者に支払う費用」に限られます。  
※学校等に支払われる費用については、このような制限はありません。

○ したがって、教育訓練の受講で必要となる費用を教育訓練実施者以外の者に支払った場合（例：テキスト代等を一般書店で購入）において、当該教育訓練実施者が学校等の場合（当該教育訓練実施者からの資料等がある場合に限ります。）には非課税対象となります。当該教育訓練実施者が学校等以外である場合には対象外となりますのでご注意ください。

Q 3－3 「社会通念上相当と認められるもの」とありますが、どのようなものが「社会通念上相当」と認められないのですか。

- 教育のために支払われるものとして「社会通念上相当」でないものを網羅的に示すことはできませんが、例えば、
  - ・賭博やギャンブルに関するもの（カジノの手法を教える教室）
  - ・酒類やたばこを楽しむことを目的とする講習
  - ・遊興・遊技を内容とするもの（トランプ、パチンコ、麻雀、ゲーム、カラオケ、手品、占い等を教える教室など）
  - ・娯楽目的の鑑賞を行うことを目的とするもの
- 等は、教育のために支払われるとはいえません。

※ 例えばe-スポーツなどの場合、指導を受ける対価としての教育資金を支払う場合は対象になりますが、指導を受けずに趣味や娯楽のための費用は対象になりません。

Q 3－4 Q 3－1 の中の「学校等からの資料等」とはどのようなものを指しますか。

- 「学校等からの資料等」とは、
  - ・年度や学期の始めに配付されるプリント
  - ・学校便り
  - ・教科書購入票
  - ・シラバス（講義要項）
  - ・校則や学則（例：制服が必要である旨の記載がある箇所）
  - ・学校案内
  - ・学校のHP
- 等を想定しています。  
この資料等には、学校等の名称、用途・費目が記載されており、業者を通じての購入や支払を依頼していることが必要です。  
年月日については原則として必要ですが、年月日の記載がなくても無効とはなりません。

- ※ どの業者で購入するかの指定は必須ではありません。
- ※ 「学校等」の名称、用途・費目が分かる該当箇所だけをコピー又は印刷して提出すれば問題ありません（特にシラバス（講義要項）などの場合）。
- ※ 「業者を通じての購入や支払を依頼している」とは、学校等の教育で必要であるため、記載されている費目を購入するよう指示があるものを指します。購入を推奨するようなもの（任意で購入するもの）は、対象なりません。

- ※ 学校等からの資料等には、費目が明記されている必要があります。記載されている費目以外を購入した場合は、対象となりません。
- ※ 学校等が物品の購入の案内自体を業者に委託等しており、業者からの資料等に学校等の名称が記載されていて、かつ学校等からの資料等がない場合に限っては業者からの資料等を学校等からの資料等とみなして扱うことも可とします（例：修学旅行について旅行会社からの資料等を学校等が配布しているため「学校等からの資料等」がそろわない場合、大学生協が学校名の入った教科書購入票を作成し、学校等は特段の資料等を作成しないので「学校等からの資料等」がそろわない場合）。

**Q 3－5 通学定期券代が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。**

- 以下の記載がある領収書が必要となります。  
①支払日付, ②金額, ③摘要, ④支払者（宛名）, ⑤支払先の氏名（名称）

なお、通常領収書等の提出の際には「支払先の住所」の記載が必須となります  
が、通学定期券代に限定して、本記載は必須ではありません。
- 上記の領収書に関しては、③摘要により「通学定期券」であると明確に分かれ  
ば、領収書のみで払出しが可能です。（ただし、「定期券」と記載されているだ  
けでは、「通学定期券」と扱われません）。
- ※ 券売機発行の領収書に「氏名」「通学定期券代として」と定期券発行者に補  
筆していただくか、若しくは手書き領収書（複写式の領収書を含む。）を発行  
していただければ、非課税対象として領収書のみで払出しが可能になります。
- 領収書のみで「通学定期券」であることが明確に分からない場合や、上記の要  
件①～⑤がそろわない場合には、別途、通学定期券のコピー等を御提出いただく  
必要があります。

<p><b>「通学定期券代」記載あり</b></p>	<p>領収証 文部 太郎 様 利用年月日 2017年9月26日 支払額名 岸田・寺島 0-000</p> <p>ご利用金額 ¥37000- 商品名 通学定期券 ¥37000-</p> <p>伝票番号 00000 ※ お支しは、運賃券が各会員様式会社の取扱いにござります。 ※ ご購入料金は大切に保管してください。 ※ 運賃券はご購入ください。</p>	<p>または</p>	<p>平成28年11月10日 文部 太郎 様</p> <p>¥30,790- 【但し、通学定期券代として】</p> <p>■ ■ 鉄道株式会社</p>
<p><b>「定期券代」の記載のみ</b></p>	<p>〈領収書等+通学定期券コピー〉</p> <p>領収証 文部 太郎 様 利用年月日 2017年9月26日 支払額名 岸田・寺島 0-000</p> <p>ご利用金額 ¥37000- 商品名 定期券 ¥37000-</p> <p>伝票番号 00000 ※ お支しは、運賃券が各会員様式会社の取扱いにござります。 ※ ご購入料金は大切に保管してください。 ※ 運賃券はご購入ください。</p>	<p>+</p>	

※ 領収書等と併せて通学定期券のコピーを提出する際、基本的には領収書に対応するコピーが必要ですが、IC定期券を利用しているため、対応する通学定期券の記録が上書きされ消えてしまった場合、以下の要件がそろう最新の通学定期券のコピーを添付することで、領収書等の内容を確認する書類として提出することができます。

- (要件) ・当該領収書等と通学定期券コピーの①支払先、②金額が同じであること。
- ・通学定期券のコピーに「継続」と記載されていること。

- また、業者などに支払うスクールバス代についても、「通学定期券」という形で発行されるのであれば、対象となる場合があります（Q 4－6－2 参照）。

(注1) 通常の通学に使用する通学定期券代のみが対象であり、諸般の事情により別経路で通学した際の切符代や定期券の有効期間を過ぎた際に購入した切符代、通勤定期券等は対象外です。また、交通系電子マネーのチャージ料も対象外です。

(注2) あくまで通学定期券が発行される範囲で対象とするものであり、自転車通学の際の自転車購入費用や駐輪場代は対象外です。

(注3) IC定期券等を購入する際に支払うデポジット代は対象外です。

Q 3－6 学校等に入学・転入学・編入学するに当たって必要となる転居に伴う交通費が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。

○ 必要な書類は、以下のとおりです。

- ①領収書
- ②新たに入学する学校等の入学許可証や在籍証明書等の、就学を証明する書類
- ③乗車券の写しや購入履歴を印刷したもの等の、移動の経路を証明する書類
- ④住民票、公共料金の支払証明書等の転居元の住所を確認できる書類（転居先の住所証明は必要ありません。）

※ 具体例：大学進学のため栃木から東京の大学に進学し、卒業後に栃木に移動する場合

ア) 転居元から転居先に行く際（往路）について、上記①～④の書類を提出する。

その際、金融機関において「往路に関する交通費の支出に係る確認書」を発行し、受贈者において保管する。

イ) 転居先から転居元に行く際（復路）について、上記①、③、④及び上記ア) の「往路に関する交通費の支出に係る確認書」を提出する。

(注1) 移動の際の経路は合理的である必要があります。例えば、栃木から東京に移動する際に香川を経由している場合は合理的でないといえます。

(注2) 1回の転居につき、1往復までの交通費が非課税対象であり、それ以上は対象とはなりません。

(注3) 親の転勤に伴って転校し転居する場合は非課税対象とはなりません。

(注4) 公共交通機関に支払う費用のみ対象です。

(注5) 上記確認書等の提出に代えて、確認書等に記載すべき事項をインターネット等を利用した方法により提供することができます。金融機関によってインターネット等を利用した方法による提出に対応していないところや、提出できる方法に制限がある場合がありますので、詳しくは金融機関へお問い合わせください。

#### 4. その他具体的な費目について

**注：費目については「領収書等に関するチェックツール」を併せて御利用ください。**

##### 【受験料、入学金等】

Q 4－1－1 学校等に支払う入学検定料や入学金、授業料は非課税の対象ということですが、複数の学校を受験して、実際に入学しない学校等に支払った入学検定料や入学金、授業料も非課税の対象ですか。また募集要項、パンフレット、願書も対象ですか。

- 実際に入学しない学校等に支払った入学検定料や入学金や授業料も1,500万円を上限として非課税の対象です。

- 募集要項、パンフレット、願書は非課税の対象外です。

※ 願書作成に伴う手続の費用（添付する証明写真代、送料等）は、非課税の対象外です。

Q 4－1－2 大学入試センター試験の受験料は、非課税の対象ですか。

- 1,500万円までの非課税の対象になります。

Q 4－1－3 高等学校等卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の受験料や（独）大学改革支援・学位授与機構に支払う学位審査申請料は、非課税の対象ですか。

- 500万円までの非課税の対象になります。

【部活動、ボランティア活動、正規課程以外の活動等】

Q 4－2－1 部活動の費用は非課税の対象ですか。

※ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部活動は学習指導要領に規定されており、学校等における教育活動と位置付けられていることから、その他の学校等の部活動と費目等の扱いが異なります。

1. 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部活動について

<1,500万円非課税枠について>

○ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部費などで、例えば「A高校」又は「A高校B部」の名義の領収書等が出るものであれば、1,500万円までの非課税の対象となります。

<500万円非課税枠について>

○ また、上記の学校等における部活動に伴って必要な費用で、学校等が資料等で業者からの購入・業者への支払を依頼したものについては、500万円までの非課税の対象となります。

この場合には、業者からの領収書等に加え、学校等からの文書を金融機関に提出する必要があります（Q 3－1 口参照）。

なお、部活動で使用するものであっても上記以外で個人がそれぞれ購入するもの（学校等や部の領収書が出ないものや、学校等が資料等で業者からの購入・業者への支払を依頼しないもの）は1,500万円・500万円枠のどちらでも非課税対象となりません（※個人で購入した場合（例：野球のグローブを専門店で購入）は、対象なりません。）。

2. 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、インターナショナルスクールにおける部活動について（自主的な活動となるため、塾・習い事の扱いになります。）

○ 指導の対価（指導を行う者への月謝、謝礼など）として支払う費用や、施設使用料、部活動で使用する物品の費用についても、500万円までの非課税の対象になります。

ただし、

①指導を行う者に支払う指導の対価・施設使用料や、指導を行う者を通じて購入するもの（=指導を行う者の名で領収書が出るもの）。

②A大学B部の名で領収書が出ているが、A大学B部を通じて指導者に支払われている指導の対価。ただし、領収書の摘要欄に指導者に対して、指導の対価を支払ったことが分かる記載があること。

（例）「指導者Cへのコーチ料として」  
に限ります。

○ 部活動で使用するものであっても上記以外で個人がそれぞれ購入するもの（教育の主体からの領収書が出ないもの。例えば、個人で野球のグローブを専門店で購入

する場合）は、非課税の対象となりません。

**Q 4－2－2 ボランティア活動やインターンシップの費用は非課税の対象ですか。**

- 原則として非課税の対象となりません。

ただし、学校等において授業の一環として行う場合は非課税の対象となります。

学校等に直接支払う場合は1,500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q 2－2－1 参照）。

学校等の授業の一環としてボランティア活動を行う場合であって業者等に支払う場合は500万円までを上限とする非課税の対象となります（Q 3－4 の学校等からの資料等は必要）。

**Q 4－2－3 学会の費用は非課税の対象ですか。**

- 学会に支払う場合は500万円を上限として非課税の対象となります。

学校等に学会の費用を支払っている場合は1,500万円を上限として非課税の対象となります。

※ 学会に参加するために発生した宿泊費や交通費については、教育の主体に支払う場合以外は対象となりません。

**Q 4－2－4 学校等の正規課程以外の講座等（大学の公開講座、専修学校の附帯事業（例：短期講座など）、幼稚園の預かり保育や子育て支援活動など）に係る費用は対象ですか。**

- 1,500万円までの非課税の対象になります。

※ 講座に参加するために発生した宿泊費や交通費については、教育の主体に支払う場合以外は対象となりません。

※ 学校等が講座の会場を提供しているが、講座の費用を業者に支払う場合は学校等以外への支払となり、500万円までを上限とする非課税の対象となります。

**Q 4－2－5** 学校等の正規課程以外の講座等に係る費用は1,500万円までの非課税の対象になるとのことです。保育所、保育所に類する施設、認定こども園での延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などに係る費用は非課税の対象ですか。

- 1,500万円までの非課税の対象になります。

※ 病児・病後児保育に係る費用を医療機関に支払うものは、教育費と認められないため、非課税の対象外となります。

**Q 4－2－6** 放課後児童クラブ（いわゆる「学童保育」）、放課後子供教室、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に要する費用は500万円までの非課税の対象ですか。

- 500万円までの非課税の対象になります。

※ 施設に備え付ける備品や図書を購入するために徴収する費用、傷害・賠償保険料の負担金、施設費（暖房費、光熱水費）等のように通常領収される費用については、上記と同様に費用に含まれます。

また、おやつ代など活動で使用する物品の費用も、これらの主体の名義で領収書が出るものについては、対象となります。

### 【健康診断、保険等】

**Q 4－3－1** 学校等における健康診断料は非課税の対象ですか。

○ 非課税の対象となります。学校等に直接支払う場合は1,500万円までを上限とする非課税の対象です。病院に支払う場合は、500万円までを上限とする非課税の対象（※Q 3－4の学校等からの資料等が必要）となります。

※ 学校等への入学要件として、学校等が資料等で健康診断を受けるよう依頼している場合は、非課税の対象となります。

※ 健康診断の結果、学校からの通知により再検査や治療を受ける必要があった場合の費用は、対象外となります。

- 学校等と関わりなく、個人で受ける健康診断料は非課税の対象外です。

Q 4－3－2 予防接種の費用は非課税の対象ですか。

- 原則として非課税の対象となりません。

ただし、学校等の授業やカリキュラムの一環として必要な場合（例：大学の実習に当たり予防接種や抗体検査が必要な場合）は対象です。学校等に直接支払う場合は1,500万円までを上限とする非課税の対象です。病院に支払う場合は、500万円までを上限とする非課税の対象（※Q 3－4 の学校等からの資料等が必要）となります。

Q 4－3－3 保険は対象になりますか。

- 教育を行う主体（例：学校等、塾や習い事）への支払である場合は原則対象です。

例：（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金

（公財）日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険、学研災付帶賠償責任保険

注：「学生健康保険互助組合」のように明らかに医療費であるものや火災保険、生命保険等の教育費に含まれないものは入りません。

- 教育を行う主体以外の者（例：保険会社）への支払の場合は対象外であることが原則です。ただし、

①学校等からの資料等があり、②正課の授業や講義、行事、実習、学校での集団感染のような学生生活に限定して補償の対象とするものは例外的に対象になります。

したがって、学生生活でなく、日常生活を補償の対象とするものは対象外です。

例：学研災付帯学生生活総合保険、生協の学生総合共済・学生賠償責任保険、火災保険、扶養者死亡保険等

### 【奨学金、在籍料等】

Q 4－4－1 （独）日本学生支援機構をはじめとした奨学金の返還金は、非課税の対象になりますか。

- 奨学金の返還金は、非課税の対象とはなりません。

※ 在学中に実際に学校に支払った教育費は、本制度の非課税の対象となります。

**Q 4－4－2 学校等に支払う「在籍料（休学する場合に払う費用、休学費）」や、塾・習い事の休会費は非課税の対象ですか。**

- 学校等に支払う「在籍料」や塾・習い事の休会費については、当該費用がないとその後教育や指導を受けられないという性質に鑑み、非課税の対象です。ただし、スポーツジムに係る費用で、当該費用が施設利用料等に限定されている場合は、非課税の対象外です。

学校の休学費・在籍料	○ (1,500万円非課税枠)
塾や習い事（文化芸術、スポーツ等）の休会費	○ ( 500万円非課税枠)
スポーツジムで指導を受けている場合の休会費	○ ( 500万円非課税枠)
スポーツジムで施設だけ利用し、そもそも指導を受けていない場合の休会費（例：自分で筋トレだけをする場合）	×

### 【寄附金、PTA関係等】

**Q 4－5－1 学校等に支払う寄附金は、非課税の対象ですか。**

- 「学校等」に支払う寄附金は、原則として非課税の対象にはなりません（部活動に支払う寄附金も、同様に対象外です）。
 

ただし、入学時の寄附金（具体的には、入学決定後に入学者に対して募集のあったもので入学した年の年末までに納付したもの）については、入学金と類似したものとして支払われることが多いものであることから、本制度の非課税の対象となります。

※ 中高一貫校に通う場合、対象となるのは中学校、高等学校入学時の寄附金です。

**Q 4－5－2 PTA会費は対象となりますか。**

- PTA会費（その他、名称として「父母と教師の会」「父母の会」「保護者会」「後援会」「教育振興会」「育友会」「PPA会」などとなっているものを含む）に関しては子供の教育に必要な経費であるため認められますが、「同窓会」「OB会」「校友会」「学生自治会」「学友会」といった学生や卒業生の自主的な集まりのための費用については、校長等が会長を務めている場合などであっても、教育費とはいえないため、認められません。

※ 「校友会」という名称で実質は生徒会である場合などがありますが、そうした場合は生徒会である旨を領収書等に補足していただくか、その旨が分かる資料のコピーを添付するなどしてください（補足の方法の詳細はQ 5－6 参照）。

※ 塾や習い事の保護者会費や後援会費は、対象なりません。

【下宿、交通費等】

Q 4－6－1 下宿代は非課税の対象ですか。

- 下宿代は生活費の一部であることから、原則として対象とはなりません。

ただし例外として、学校等の寮費については、学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる場合、1,500万円までを上限とする非課税の対象になります（Q 2－2－1 参照）。

Q 4－6－2 学校へ通学したり、受験したりする際の交通費は非課税の対象ですか。また、塾や習い事に通う際の交通費は非課税の対象ですか。

- 原則として、交通費は本制度の非課税対象外です。

ただし、一定の場合には例外として非課税となります。詳しくは以下を御覧ください。

- 駐輪代・駐車場代は非課税の対象となりません。

＜学校等に関する交通費＞

- スクールバスに係る費用については、以下の場合に非課税の対象となります。

・学校に直接支払う場合（1,500万円までの非課税の対象）。  
・業者に通学定期券代として支払う場合（500万円までの非課税の対象。必要書類はQ 3－5 参照）。ただし、回数券やスクールバスに乗車する際その都度支払う金銭については対象となりません。

- 受験の際の交通費は非課税の対象となりません。

- 実習に伴う交通費は非課税の対象となりません（ただし、実習用通学定期券が発行される場合を除きます）。

＜塾や習い事に関する交通費＞

- 塾や習い事のスクールバスに係る費用について、塾や習い事に直接支払う場合は500万円までの非課税の対象となります。ただし、業者に支払う場合は非課税の対象ではありません。

- 塾や習い事の定期券代については非課税の対象となりません。ただし、塾（予備校）が交通機関の指定校となっており、通学定期券を購入できる場合は、非課税の対象となります。

**【塾や習い事等】 ※受贈者が23歳以上の場合、Q 3－2の費用以外は対象外になります。**

**Q 4－7－1 Q 3－1のイにある「塾や習い事」の費用のうち対象となるものは具体的にどのようなものですか。**

○ 例えば、

- ・学習塾、家庭教師、そろばん教室、英会話教室、パソコン教室、ビジネススクールの指導料
- ・TOEIC・TOEFL等の検定料、算数オリンピックの参加料、資格試験の受験料、模試代
- ・ボイスカウト・ガールスカウトでのキャンプ等の体験活動の参加料
- ・スイミングスクール、ゴルフスクール、テニススクール、野球チームの指導料
- ・ピアノ等の音楽教室、絵画教室、バレエ教室、ダンス教室、習字教室、茶道教室、華道教室、将棋教室、囲碁教室、料理教室、乗馬教室の指導料

などがあります。またいわゆる通信教育(e-ラーニングを含む)(Q 4－7－3参照)は対象となります。

**Q 4－7－2 塾や習い事の合宿費用は非課税の対象ですか。**

○ 塾や習い事といった教育の主体に支払っている合宿費用(交通費を含む。)は、500万円を上限として非課税の対象となります。

教育の主体以外に払っている場合は非課税の対象となりません(例:塾の合宿で宿泊費をホテルに、合宿地までの交通費を交通機関に支払っている場合は対象外)。

**Q 4－7－3 いわゆる通信教育(e-ラーニングを含む)は非課税の対象のことですが、Q 3－1によると個人でテキストを購入する場合は非課税の対象外です。どう判断すればいいですか。**

○ 通信教育(e-ラーニングを含む。)とは通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行うものです(社会教育法第50条より)。

○ 指導料のみならず、通信教育の実施主体に支払う物品費や教材費も500万円を上限に非課税の対象ですが、例えば実際は通信教育であるのに領収書に「テキスト代」「教材費」「プリント代」のみ書かれていたら個人でテキストを購入している場合と判別がつきません。

そのため、摘要(支払内容)に上記のような指導が行われていることを明記(例:「通信教育費」と明記)した上で、指導が行われていることが分かる書類(例:ホームページのコピー、チラシ等で「通信教育」と明記されているもの等)を添付して指導が行われていることが分かる分かようにして提出してください。

- インターネット上で学習サービスを受講するためのアプリや、学習や勉強のためのゲーム等は、通信教育と認められません。

Q 4－7－4 スポーツジムは非課税の対象ですか。

- スポーツジムに係る費用は、インストラクター等から指導を受けるものに限り、原則500万円までの非課税の対象となり、当該費用が施設利用料等に限定されている場合は、指導への対価といえませんので、非課税の対象なりません。

※ 領収書等の摘要（支払内容）の欄に、何の指導を受けているのかについての記載が必要です。

（例1：テニススクール代として、○月分○○料として（○回又は○時間））

（例2：ヨガクラス代として、○月分○○料として（○回又は○時間））

Q 4－7－5 自動車学校の費用は非課税の対象ですか。

- 非課税の対象となります。ただし、当該自動車学校が専修学校や各種学校の認可を受けている場合（Q 2－1－4 参照）は1,500万円を上限とした非課税の対象、そうでない場合は500万円を上限とした非課税の対象となります。

- 自動車の免許の検定料、更新料も非課税の対象となります。ただし、自動車学校ではなく公安委員会に支払うので、500万円を上限として非課税の対象となります。

- 自動車学校のあっせん業者に講習料等を支払ったとしても、直接自動車学校に支払っていないため非課税の対象なりません。

※ 交通安全協会費は対象ではありません。

Q 4－7－6 文化芸術やスポーツの大会・コンクールの参加費は非課税の対象ですか。

- 大会・コンクールの参加費については、習い事の主体に支払っている場合は500万円を上限として非課税の対象となります。習い事の主体以外に払っている場合は非課税の対象なりません（例：スイミング大会の参加費をふだん通っているスイミングスクールではなく、大会の主催者に支払った場合は非課税の対象外）。

【その他】

Q 4－8－1 ランドセルは非課税の対象になりますか。

- 学校等からの資料等が出ていて、それに基づいて購入した場合は非課税の対象となります。

Q 4－8－2 支払った費用の一部が、後ほど教育の主体から返ってきた場合はどうすればよいですか。

- 【当初支払った費用－返ってきた分】が実際に教育に使われた費用となりますが、【当初支払った費用】を非課税の対象としていたり問題ありません。

当初支払った費用の一部が後ほど教育の主体から返ってくる場合としては、例えば修学旅行積立金があります（修学旅行代を毎月学校等に支払ってきたが、修学旅行が終わってから、一部金銭が余ったということで返金がなされるといったケース）。

実務上こうしたケースは想定されることから、当初支払った費用を非課税の対象としていたり問題ありません。

Q 4－8－3 「諸費」「雑費」「学年諸費」等と領収書等に記載されていた場合は対象になりますか。

- 学校等に支払っていた場合は非課税の対象としていたり問題ありません。

ただし、学校等以外の者（塾や習い事、業者等）に対する支払の場合はその詳細を記載する必要があります。

Q 4－8－4 学校等における卒業時のパーティ・謝恩会の費用は非課税の対象ですか。

- 行事として学校等が関与しているもの、学生・生徒が一律支払うものであれば、非課税の対象です。

学校等に直接支払う場合は1,500万円までを上限とする非課税の対象となります。行事として学校等が関与している場合、学生・生徒が一律支払う場合であつて業者に支払う場合は、500万円を上限に非課税の対象（※Q 3－4の学校等からの資料等が必要）となります。

なお、保護者の分の参加費は教育に関する費用といえないで対象外です（例

外として保護者の参加費と学生・生徒の参加費が、不可分である場合は対象とします。)。

- 学校等と関わりなく、個人で行うようなもの（例えば友人同士や有志で自主的に催すようなもの）は非課税の対象となりません。

**Q 4－8－5 大学生協の出資金は非課税の対象ですか。**

- 非課税の対象とはなりません。

**Q 4－8－6 教育資金管理契約に関して取扱い金融機関に支払う各種手数料や振込手数料は、教育資金に該当しますか。**

- 教育資金には該当しません。このため、非課税の対象とはなりません。

## 5. 領収書等について

**注：領収書等については「領収書等に関するチェックツール」を併せて御利用ください。**

**Q 5－1 領収書等に記載すべき事項は何ですか。**

○ 領収書等に記載すべき事項は以下のとおりです（「等」についてはQ 5－3 参照）。

- ①支払日付, ②金額, ③摘要（支払内容）, ④支払者（宛名）,
- ⑤支払先の氏名（名称）, ⑥支払先の住所（所在地）

なお、住所（所在地）については原則として必要ですが、学校等への支払の場合に限っては住所（所在地）の記載がなくても補筆等は不要です（Q 5－3, Q 5－6 参照）。

○ 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用（Q 3－1イ）についても領収書等で確認することとなります。領収書等には、①支払日付, ②金額, ③摘要（支払内容※）, ④支払者（宛名）, ⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が明らかになっている必要があります。

※ 塾や習い事などの費用については、何に使用したのか（例1：〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間）、例2：冬季講習△△コース代）についても記載されていることが必要です（Q 5－9 参照）。

※ 領収書等に品目の記載がないなど、教育に関する費用であることが分からない領収書等の場合、非課税対象かどうか確認ができません。領収書等をお受け取りの際には必要な情報を御確認ください。

**Q 5－2 領収書等は原本を提出する必要がありますか。**

○ 原則として原本を提出する必要があります。ただし、場合によっては、金融機関が原本を確認した上でコピーをとり、原本をお返しする場合（Q 5－13 参照）もあります。

詳しくは金融機関へお問い合わせください。

※ インターネット等を利用した方法により領収書等を提出した場合は、発行された紙媒体の領収書等に代えて提出するものであることから、例えば、領収書データを提出した後、紙媒体での領収書でも提出するなど、同一の領収書をデータ、紙媒体両方で提出することはできません（Q 5－16 参照）。

**Q 5－3 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。**

- 領収書のほか、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容）、④支払者（宛名）、  
⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が分かるものであれば、  
領収書の代わりとして認められる場合があります。

したがって、下記のように支払が振り込みや引き落とし等によってなされている場合に、別途領収書を受け取る必要はありませんが、支払記録だけでは上記の項目が分からぬ場合には、振込依頼文書などを併せて添付することにより上記項目を明確にする必要があります。

**【塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる場合】（Q 3－1イ参照）**

幅広い主体を対象としており、その内容を特に確認する必要があることから、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が確認できる書類を提出いただく必要があります。

また、支払内容については何に使用したのか（例1：〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間）、例2：冬季講習△△コース代として）についても記載されていることが必要です（Q 5－9参考）。

※ 領収書等を、インターネット等を利用して提出する場合については、  
Q 5－16を御参照ください。

○ 領収書を受領してない場合の提出書類の例

※ 以下に記載された領収書等で、確認すべき①～⑥の要件がそろわない場合は、  
要件がそろうよう、振込依頼書や口座振替依頼書文書、引き落とし依頼文書等の  
資料等を併せて添付してください。

**<指定金融機関へ振り込む場合>**

振込依頼書兼受領書（切取り型の振込依頼書の受領書部分）の原本が必要です。  
なお、ATMで振り込みをした場合はATMの利用明細の原本、インターネット  
バンキングで振り込みをした場合はインターネットバンキングの振り込み完了画面  
を印刷（保存）して提出ください。

**<口座振替で支払う場合>**

実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。

#### <クレジットカード引き落として支払う場合>

クレジットカードの利用明細の原本（支払日付（カード利用日）、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）の確認のため）と、実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピー（金額、支払われたという事実の確認のため）が必要です。通帳のコピーを提出できない場合も支払の事実が確認できるように、支払い完了画面の提出が必要になります。なお、WEBによる利用明細の場合は、WEBの画面を印刷（保存）して提出ください。

※ クレジットカードを利用した場合の「①支払日付」は、クレジットカードのカード利用日（チェックツール（P. 10）のケースでは「ご利用明細書」の「ご利用日」）となります。クレジットカードの指定口座からの引き落とし日（チェックツール（P. 10）のケースでは「ご利用明細書」の「お支払日」）ではありませんので御注意ください。詳しくは、「領収書等に関するチェックツール」を御覧ください。

※ クレジットカードで分割払・リボ払い・ボーナス払いの場合、引き落とし日が領収書等の提出期限を越えてしまい、利用明細や通帳のコピーが期限までに原理上そろわない事態が想定されます。ですので、基本的に分割払等以外を御利用いただることをおすすめします。万一分割払等をご利用されてしまった場合は、支払先から領収書を発行していただき、領収書を御提出ください。

#### <月謝袋等に現金を入れて支払う場合>

習い事の場合など月単位・年単位で領収書の発行がされる場合には領収書の提出を原則としていますが、領収書が発行されない場合には実際に支払われたことが確認できる月謝袋等の提出によることも可能です。ただし、月謝袋等には、支払日付、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）住所（所在地）、摘要（〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間））の記載が必要です。

なお、月謝袋等を再利用する必要があるため提出ができない場合には、そのコピーでも差し支えありません。

#### <収納代行機関に支払う場合>

コンビニエンスストアなどを利用し、収納代行機関を通じて教育資金を支払う場合には、学校等からの書面で、当該収納代行機関に支払うことが指示されているなどの書面の添付が必要になります。

Q 5－4 領収書等に記載された支払者（宛名）は、受贈者本人でなければならないですか。

- 原則として、受贈者本人でなければなりません。  
ただし、保護者等の名義で受贈者の教育資金に係る領収書が発行された場合や  
保護者等の名義の普通預金の口座から受贈者の教育資金が引き落とされる場合は、問題ありません。

Q 5－5 領収書等の支払者（宛名）は名字だけでもいいですか。

- 支払者（宛名）は名字だけでも問題ありません。ただし、兄弟の教育費をまとめて記載している等、一人当たりの教育費の金額が不明確な場合は、誰の分の教育費か分かるよう、受贈者のフルネームでの記載が必要です。

Q 5－6 領収書等に誤りや必要な情報が記載されていなかった場合、どうすればよいですか。

- 原則として、領収書等の発行者（支払先）が修正・追記した上で発行者（支払先）の署名又は押印が必要です。ただし、以下の場合は受贈者の補筆等が可能です。

＜学校等に対する支払＞

摘要（支払内容）の記載漏れがあった場合には、

- ・領収書等に摘要（支払内容）を受贈者が記載し、受贈者が署名又は押印をする
- ・別紙（様式自由）に摘要（支払内容）を受贈者が記載し、受贈者が署名又は押印の上、領収書等と一緒に提出する

ことが可能です。

＜塾や習い事、業者など、学校等以外の者に対する支払＞

領収書等に支払先の住所（所在地）の記載漏れがあった場合には、

- ・領収書等に住所（所在地）を受贈者が記載し、受贈者が署名又は押印する
- ・別紙（様式自由）に支払先の住所を記載し、受贈者が署名又は押印の上、領収書等と一緒に提出する
- ・ホームページ等で支払先の住所（所在地）が分かるものを印刷（保存）し、領収書等と一緒に提出する

ことが可能です。

※摘要について、受贈者が補筆することは不可です。

Q 5－7 金融機関に提出する教育資金非課税申告書等に添付する書類（受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の書類で、受贈者の氏名、生年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を証する書類）は、コピーでも構いませんか。

- 戸籍謄本又は抄本、住民票の写しは、金融機関で確認・保存する必要がありますので、市町村等で交付された戸籍謄本又は抄本、住民票の写しそのものを金融機関に御提出ください。コピーの提出は認められません。  
(住民票の写しとは市町村等から交付されるもので、住民票の写しのコピーではありません。)
- 令和3年4月1日より、教育資金非課税申告書等の提出に代えて、金融機関に対し、教育資金非課税申告書等に記載すべき事項をインターネット等を利用した方法により提供しようとする場合、金融機関に対し、添付する書類についてもインターネット等を利用した方法により提供することができます。金融機関によってインターネット等を利用した方法による提出に対応していないところや、提出できる方法に制限がある場合がありますので、詳しくは金融機関へお問い合わせください。

Q 5－8 通帳のkopいや、クレジットカードの利用明細のうち、本制度と関係のない取引内容や摘要欄等は黒塗りにしたいのですが、問題はないですか。

- Q 5－1の6要件が分かる限り、問題ありません。

Q 5－9 塾や習い事に関する領収書等の摘要欄に（○回又は○時間）という記載がないですが、これは領収書等として無効ですか。

- 「○回又は○時間」という記載がなければ領収書として認められないわけではありません。  
ただし、支払先が個人名になっているなど、支払先が確実に教育の主体であるかが名前だけでは判断できない場合は、教育に関する費用であるかが不透明なので、「○回又は○時間」と記載いただくか、チラシやHPのコピー等を補足書類として提出するなどして、教育に関する費用であると明確にする必要があります。

Q 5－10 例えば10月から12月に払った費用についての領収書を一つにまとめても問題はないですか。

- 複数回の支払をまとめて1枚の領収書としても差し支えありません。その場合、領収書等の日付が発行日となっていることが多いため、いつ支払われたのかが領収書等や補足資料等で明確にする必要があります。

Q 5－11 例えば学校等への支払で、先生宛てに支払っているのですが、これは学校等への支払と認められますか。

- 学校等への支払と認められます。ただし、領収書等の支払先が単に個人名しかないと学校等との関連が不明ですので、関連が明確に分かるものを御提出ください。  
(例：「A中学校担任B」と支払先が記載されている)

Q 5－12 支払先の名前（名称）及び支払先の住所が必要とのことです、AグループのB校で教育を受けていた場合、領収書等には本社である「Aグループ」と教育を受けている校舎である「B校」のどちらを書けばよいですか。

- 実際に支払っているところの名前及び住所を記入ください。  
ただし、自動車学校や予備校など、専修学校や各種学校に当たるかどうか確認が必要となる場合は、「B校」の名前及び住所がないと、専修学校や各種学校に当たるのか、塾や習い事に当たるのかの確認ができません。実際に授業を受けている学校の名前とその住所が必要になります。

Q 5－13 各種試験は非課税対象とのことです、試験の申込書に領収書や印紙等を添付して送らなければなりません。手元に領収書等が残らないのですがどうすればいいですか。

- 領収書等の確認方法としては
  - (1) 印紙等を貼った受験願書のコピー（原本は提出してしまうため）に加え、受験案内や試験に関するHPのコピー等を添付して提出
  - (2) 郵便局や印紙販売所で印紙等を購入した領収書に加え、受験案内や試験に関するHPのコピー等をつけて提出

のいずれの方法でも可能です。ただし、上記いずれの方法でもQ 5－1の6要件が分かる状態にすることが必要です。

**Q 5－14** 授業や講義に必要な教科書を生協や本屋で購入したのですが、領収書等の費目には「教科書代」や「テキスト代」と書かれています。学校等からの資料等には教科書名が記載されていますが、領収書の費目はこのままでよいですか。

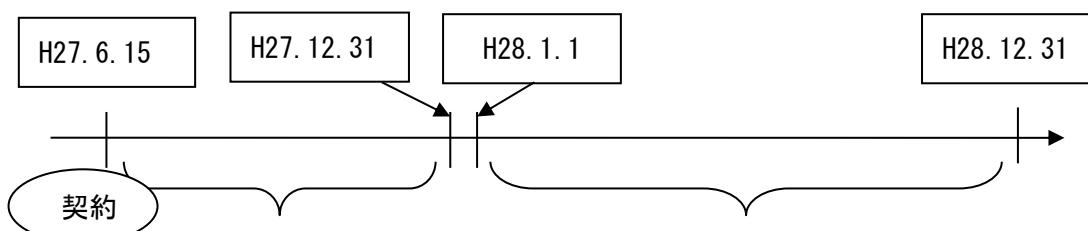
- 学校等で使用する教科書代について、学校等からの資料等に授業で使用する教科書名が記載されていれば、業者が発行した領収書等の費目に「教科書代」「テキスト代」とあっても500万円までの非課税の対象になります。

**Q 5－15** 金融機関への領収書等の提出について、支払金額が少額の場合に、これまで提出していた領収書等に代えて、必要事項が記載された明細にて提出できますが、その明細にはどのような内容を記載すればよいですか。

- 領収書等に記載された支払金額が1万円（消費税込）以下で、かつ、その年中（暦年：1月1日から12月31日）における合計支払金額が24万円（消費税込）以下のものについて、領収書に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出することができます。

- ※ 明細書に疑義がある場合は、金融機関が学校等からの資料等の確認を行うことがあります。
- ※ 教育資金管理契約を締結した最初の年においては、2万円に、その年の締結日以後の月数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。
- ※ 受贈者が30歳に達したこと等により教育資金管理契約が終了した年においては、2万円に、終了した日以前の月数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。

(例) 教育資金管理契約を締結した日の属する年のイメージ



6月から12月までの7か月  
 $\times$  2万円 = 14万円 が  
この年の上限。

24万円が上限。

- 明細の必須記載事項は、  
①受贈者の氏名、②教育資金の支払年月日、③支払金額、④摘要（支払内容）、  
⑤支払区分（学校等/学校等以外への支払の別）、⑥支払先氏名又は名称、⑦支払先住所又は所在地  
です。

- 必須記載事項が確認できれば明細の書式は任意としますが、金融機関によって個別に定められた様式がある場合があります。詳しくは金融機関へお問い合わせください。
- ※ 領収書等に代えて提出する明細になるため、領収書等の提出期限に準じ、口座開設時に選択した払出し方法の期日（明細に記載される支払年月日から1年を経過する日まで、若しくは、支払年月日の属する年の翌年3月15日。いずれであるかは金融機関によって異なる。）までに、明細を金融機関に提出する必要があります。

**Q 5－16 金融機関への領収書等の提出について、書面による提出に代えて、インターネット等を利用して提出する場合、どのように提出すればよいでしょうか。**

- これまで書面（原則として原本）にて金融機関に提出していた領収書等について、インターネット等を利用した方法でも提出することができます。

（本制度での例）

- ・携帯電話のカメラ等で撮影された領収書データ（J P E G等の画像データ）を送信する方法
- ・インターネット上で発行された領収書データ（P D Fファイル等）を送信する方法
- ・紙で発行された領収書等をスキャンしてP D Fファイル化したものを作成する方法 等

【対象となる書類の範囲・提出要件】

- 本制度で提出される、全ての領収書等や学校等からの文書、少額教育資金支出支払明細書（Q 5－15参照）について、従来の方式（紙媒体での提出）に代えて、インターネット等を利用した方法により提出することができます。
- 上記のような領収書データを送信する場合には、提出先の金融機関が支払内容等を確認できるよう明確に表示されていることが必要です。
- 領収書等は、インターネットやスマートフォンアプリ等、金融機関が指定する方法で提出することになります。

注： 金融機関によってインターネット等を利用した方法による提出に対応していないところや、提出できる方法に制限がある場合がありますので、詳しくは金融機関へお問い合わせください。

※ インターネット等を利用した方法により領収書等を提出した場合は、発行された紙媒体の領収書等に代えて提出するものであることから、例えば、領収書データを提出した後、紙媒体での領収書でも提出するなど、同一の領収書をデータ、

紙媒体両方で提出することはできません（仮に、二重に提出をして払戻しを受けた場合、その支払分は非課税の対象外となります）。

※ この場合、受贈者の手元に発行された紙媒体の領収書等が残ることになりますが、誤って二重に提出することがないよう、受贈者自身が責任を持って管理をしてください。

※ 領収書等をデータで提出する場合、原則として金融機関に対し、支払先から発行された紙媒体の領収書等を提出する必要はありません。

ただし、提出された電磁的記録が不鮮明で内容が読み取れない場合や、内容の補足を求める場合などは、紙媒体の領収書等が必要になる場合があります。

**6. 契約終了前に、贈与者が死亡した場合の取り扱いについて**

**注：平成30年度以前の贈与は、相続加算されません。**

**Q 6－1 贈与者が死亡した場合、専用口座にある残額の税務上の取扱はどうなりますか。**

○ 平成31年度より、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち一定の部分に対して相続税が課税されることとなりました。

○ 具体的には、贈与者が死亡した場合（※）、その死亡の日における「管理残額」（管理残額の意義については、Q 6－4 参照）については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

なお、受贈者が23歳未満である場合等のときは、原則課税対象外です（Q 6－2 参照）が、令和5年4月1日以後に取得した信託受益権等に対応する額については、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、受贈者が23歳未満である場合等のときでも相続税の課税対象となります。（Q 6－2、及びQ 6－3 参照）

（※） 平成31年4月1日から、令和3年3月31日までの間に取得した信託受益権等に対応する額については、贈与者から贈与を受けてから3年以内に贈与者が死亡した場合に限り、相続税の課税対象となります。

○ 贈与者の死亡日までに非課税の適用を受けて専用口座に預けられた金額から管理残額を控除した残額は、教育資金の非課税枠として引き続き活用いただくことができます。

※ なお、上記管理残額につき、金融機関から受贈者への通知義務はありませんので、必要な方は金融機関にお問い合わせください。

○ 令和3年3月31日以前に取得した信託受益権等については、受贈者が孫等の場合において、本制度を利用して贈与を受け贈与者が契約終了前に死亡し、その贈与者から管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされたときには、その管理残額に対応する一定の相続税額には20%加算（いわゆる「2割加算」）されませんでしたが、令和3年4月1日以後に取得した信託受益権等については、その管理残額に対応する一定の相続税額に、「2割加算」が適用されます。

**Q 6－2 管理残額に対して相続税が課税されるのはどういった場合でしょうか。**

- 管理残額に対して相続税が課税されるのは、贈与者が死亡した場合において、その贈与者から本非課税措置の適用に係る信託受益権等を取得した時期が、①平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、その死亡前3年以内の取得であった場合、又は②令和3年4月1日以後の取得であった場合です。なお、平成31年3月31日以前に取得したものについては、課税されません。
  - また、受贈者が贈与者の死亡の日において  
①23歳未満である場合  
②学校等に在学している場合  
③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合  
のいずれかに該当する場合は、相続税の課税対象とはなりません。ただし、令和5年4月1日以後に取得した信託受益権等に対応する額については、贈与者の相続税の課税価格の合計額（※）が5億円を超える場合は、上記①～③に該当しているときでも相続税の課税対象となります。
- ※相続税の計算については、[国税庁ホームページのタックスアンサー（よくある税の質問）の「N. 4152 相続税の計算」](#)を御参照ください。

**Q 6－3 贈与者が死亡した場合、どのような手続きが必要になりますか。**

- 贈与者が死亡した場合、受贈者はその事実が分かる書類（死亡診断書・除籍謄本・火葬許可書等）を速やかに金融機関に届け出なくてはなりません。
- 以下のケースにつきましては、届出不要です。
  - ・平成31年4月1日以後にその贈与者からの信託等による信託受益権等の取得について本非課税措置の適用を受けていない場合
  - ・平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間にその贈与者から信託等により信託受益権等を取得し本非課税措置の適用を受けている場合において、その取得の日から3年超経過後にその贈与者が死亡した場合（令和3年4月1日以後に、その贈与者から信託等により信託受益権等を取得し非課税の適用を受けていない場合に限ります。）
- Q 6－2 ①に該当せず、②または③に該当する場合は、上記の届出と併せて、贈与者が亡くなった際に受贈者が学校等に在学していること、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講していることが分かる資料（在籍証明書、学生証、受講案内等）を提出する必要があります。（前記箇所「Q 1－12」を参照。）

上記届出書等の提出をした受贈者が23歳未満である場合等に該当し、かつ、亡くなつた贈与者から令和5年4月1日以後に信託等により信託受益権等を取得し本非課税措置の適用を受けている場合

- 贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるかどうかにかかわらず、当該課税価格の合計額を確認するための書類として、以下の書類（電磁的記録を含みます。）をその贈与者の相続税の期限内申告書の提出期限（通常、その贈与者が亡くなった日の翌日から10か月）後、速やかに提出する必要があります（様式別添1-1、1-2参照）。上記の期限前であっても当該書類は提出可能です。（ただし、上記の提出期限前に、贈与者の相続税の課税価格の合計額などに訂正があった場合は、訂正後の書類を再提出する必要があります。）。

なお、下記書類の提出に当たっては、納税者自身で当該課税価格の合計額の計算を行うことになりますが、「相続税の期限内申告書（第1表）の控えの写し」については、必要な事項以外は納税者自身にてマスキングなどの処理をしていただいた上で提出していただきます。（別添2-1、2-2参照）

- ① 贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超え、かつ、受贈者が相続税の期限内申告書を提出している場合
  - ・相続税の期限内申告書（第1表）の控えの写し
  - ・贈与者に係る相続税の課税価格に関する確認書
- ② 贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超え、かつ、受贈者が相続税の期限内申告書を提出していない場合
  - ・課税価格の合計額が5億円を超えることを明らかにする計算明細書等
  - ・贈与者に係る相続税の課税価格に関する確認書
- ③ 贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えない場合
  - ・贈与者に係る相続税の課税価格に関する確認書

※ 上記届出書等の提出に代えて、届出書等に記載すべき事項又は記載されている事項をインターネット等を利用した方法により提供することができます。金融機関によってインターネット等を利用した方法による提出に対応していないところや、提出できる方法に制限がある場合がありますので、詳しくは金融機関へお問い合わせください。

- 教育資金のために支出した金額を確定するために、受贈者は、贈与者死亡日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、速やかに金融機関に御提出ください。
- 令和5年4月1日以後に信託等により信託受益権等を取得し、本非課税措置の適用を受けている場合は、当該受贈者が23歳未満である場合等に該当するか否かにかかわらず、金融機関は、受贈者からの届出を受けたときは、贈与者が死亡した日とともに、管理残額を記録します。  
その上で、①受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合や②受贈者が23歳未満である場合等に該当し、かつ、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときには、当該管理残額を、相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額として記録することとなります。

- ※ 上記の管理残額は、他の遺産と合わせて相続税の計算を行うこととなります。実際に相続税の申告が必要かどうかは他の遺産の金額の多寡により異なります。
- ※ 相続税の申告手続は、受贈者において行うこととなります。申告手続については、国税庁ホームページの「相続税の申告のしかた」を御覧ください。

**Q 6-4 管理残額の計算はどのように行えばよいですか。**

- 管理残額の計算式は以下のとおりです。

※ 贈与者がA・Bの2人で、Aの死亡日（Bは既に亡くなっている場合）における管理残額の計算式となります。

**<非課税拠出額のタイミング等による種類>**

非課税拠出の種類	贈与者死亡時
①H31.3.31以前	相続税非課税
②H31.4.1以後 + 死亡前3年以内の拠出でない	相続税非課税
③H31.4.1以後 + 死亡前3年以内の拠出である	相続税課税
④R3.4.1以後	相続税課税（税額2割加算 ※子以外）
⑤R5.4.1以後	相続税課税（税額2割加算 ※子以外）

**<主な流れ>**

※ 令和5年4月1日以後の拠出金額がある場合については、贈与者死亡時に、一律管理残額の記録が必要となりますので、御注意ください（Q 6-3を参照。）。



**① 23歳未満である場合等（※1）に該当する場合**

$$\text{管理残額} = \frac{\{(1)+(2)+(3)+(4)+(5)\} - (\text{斜線部分} + \bullet \text{ (※2)})}{((1)+(2)+(3)+(4)+(5)) - ○ \text{ (※2)}} \times \frac{\text{⑤ (贈与者Aからの拠出分)}}{\text{拠出総額に対する課税対象分が占める割合}}$$

抛出総額から教育支出を差し引いた残額

**② 23歳未満である場合等（※1）に該当しない場合**

$$\text{管理残額} = \frac{\{(1)+(2)+(3)+(4)+(5)\} - (\text{斜線部分} + \bullet \text{ (※2)})}{((1)+(2)+(3)+(4)+(5)) - ○ \text{ (※2)}} \times \frac{\text{③+④+⑤ (贈与者Aからの拠出分)}}{\text{拠出総額に対する課税対象分が占める割合}}$$

抛出総額から教育支出を差し引いた残額

※1 「23歳未満である場合等」とは、贈与者の死亡日において、受贈者が一定の要件に該当する場合は、相続等によって取得したものとはみなされない要件のことであり、具体的には以下の要件をいいます。

- (1) 23歳未満である場合
- (2) 学校等に在学している場合
- (3) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合
- ((2) 又は(3)に該当する場合は、その旨を明らかにする書類を上記の届出と併せて提出した場合に限ります。)

※2 贈与者が複数いる場合の取り扱いについて

- : 贈与者Aの死亡の日前に贈与者Bから相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額
- : 贈与者Bの死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合、その管理残額の計算の基礎とされた金額  
(贈与者Bの管理残額を計算したときの相続税課税対象分（拠出総額に対する課税対象分が占める割合の分子）)
- 2割加算の対象となる金額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{管理残額} - \left[ \text{管理残額} \times \frac{\begin{array}{c} 2019 \text{年} 4 \text{月} \sim 2021 \text{年} 3 \text{月の拠出額} \\ (\text{死亡前3年以内の拠出分に限る}) \end{array}}{\begin{array}{c} 2019 \text{年} 4 \text{月} \sim 2021 \text{年} 3 \text{月の拠出額} + 2021 \text{年} 4 \text{月以降の拠出額} \\ (\text{死亡前3年以内の拠出分に限る}) \end{array}} \right]$$

※ 上記の2割加算の対象となる金額の計算方法を含め、相続税の申告手続は、受贈者において行うこととなりますので、詳しくは以下の国税庁ホームページを御覧ください。

- ・「確定申告等情報／相続税」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/sozoku/sozoku.htm>

- ・「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/01.htm>